

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十五号ハの規定に基づき化学物質を定める省令（案）」の概要

令和6年9月9日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

1. 省令制定の趣旨

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第9回締約国会議（平成31年4月から令和元年5月にかけて開催）において、「ペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。）又はその塩」及び「ペルフルオロオクタン酸関連物質」を廃絶対象物質とすることが決定された。

これを受け、厚生労働省薬事・食品衛生審議会（現：薬事審議会）、経済産業省化学物質審議会及び環境省中央環境審議会において審議を行い、これらの物質を新たに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）の第一種特定化学物質※に指定することが適当とされたことから、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号。以下「政令」という。）について、第一種特定化学物質に追加指定する等、所要の改正を行い、令和6年7月10日に公布している（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第244号。以下「改正令」という。）。改正令の施行に伴い、化審法及び政令の規定に基づき必要となる省令を制定する。

※第一種特定化学物質とは、難分解、高蓄積、人への長期毒性又は高次捕食動物への長期毒性のおそれがある物質で、政令で指定されている物質。第一種特定化学物質に指定されると、原則、製造・輸入・使用が禁止されるとともに、政令で指定されている第一種特定化学物質を使用した製品の輸入が禁止される。

2. 新たに制定する省令の概要

第一種特定化学物質は化審法第2条第2項において、難分解、高蓄積、人への長期毒性又は高次捕食動物への長期毒性のおそれがある物質で政令で定めるものとされている。また、政令第1条第1項第35号ハにおいて、「炭素原子と直接に結合するペンタデカフルオロアルキル基（炭素数が7のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロオクタン酸又はペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。）を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの」と規定しており、その具体的な物質を規定すべく本省令を制定する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：令和6年11月頃

施行日：令和7年1月10日（改正令の施行日と同日）

（以上）